

地域生活支援拠点等整備事業の位置づけについて（案）＜相談の機能＞

市内の障害福祉関係事業所において西東京市地域生活支援拠点等整備事業の位置づけを行うことにより、地域全体で「できるだけ緊急事態が起こらないように事前に対応すること」「緊急時の相談と対応が円滑にできること」等の体制の整備が期待されます。また、位置づけを行うことで、障害がある方やご家族の「どこに相談をしたら良いのか」「どうしたら利用できるのか」という疑問に答えるだけでなく、関係事業所同士の連携もスムーズになることが期待できます。

●地域生活支援拠点等整備事業におけるコーディネーターの役割

8050 問題等で生じる緊急事案に突発的に対応をするのではなく、将来を見据えて予防的に緊急事態に備えた対応を行います。

障害のある方の状態や、周りの状況などを鑑みて「もしも」に備えたサービス利用の総合調整を行ったり、「もしも」のことが生じた場合には、受入施設の調整に関する橋渡しが必要な際は付添等の支援を関係事業所等と協力連携をしながら実施をします。

緊急事態を脱した後は、必要なサービスの利用調整等を行い、安心して地域で生活できるよう支援します。

●西東京市の地域生活支援拠点等整備事業のコーディネーターの配置について

◇位置づけをした計画相談支援事業所・障害児相談支援事業所においては、少なくとも 1 事業所に 1 名以上のコーディネーターを配置していただきたいと考えております。

◇計画作成を行った職員をコーディネーターと兼務とするのかどうかは事業所の判断によります。

◇地域生活支援拠点等整備事業の位置づけに関する申請書については、事業所単位で提出をいただきたいと考えております。

◇コーディネーターが地域生活支援拠点等整備事業における緊急時にいない状況で緊急的に対応が必要な場合には、コーディネーター以外の職員の方による対応も想定しております。

●地域生活支援拠点等整備事業利用前提

◇本事業を利用する場合、計画相談支援事業所が決まっていない場合は、計画相談支援事業所の決定が必要となります。

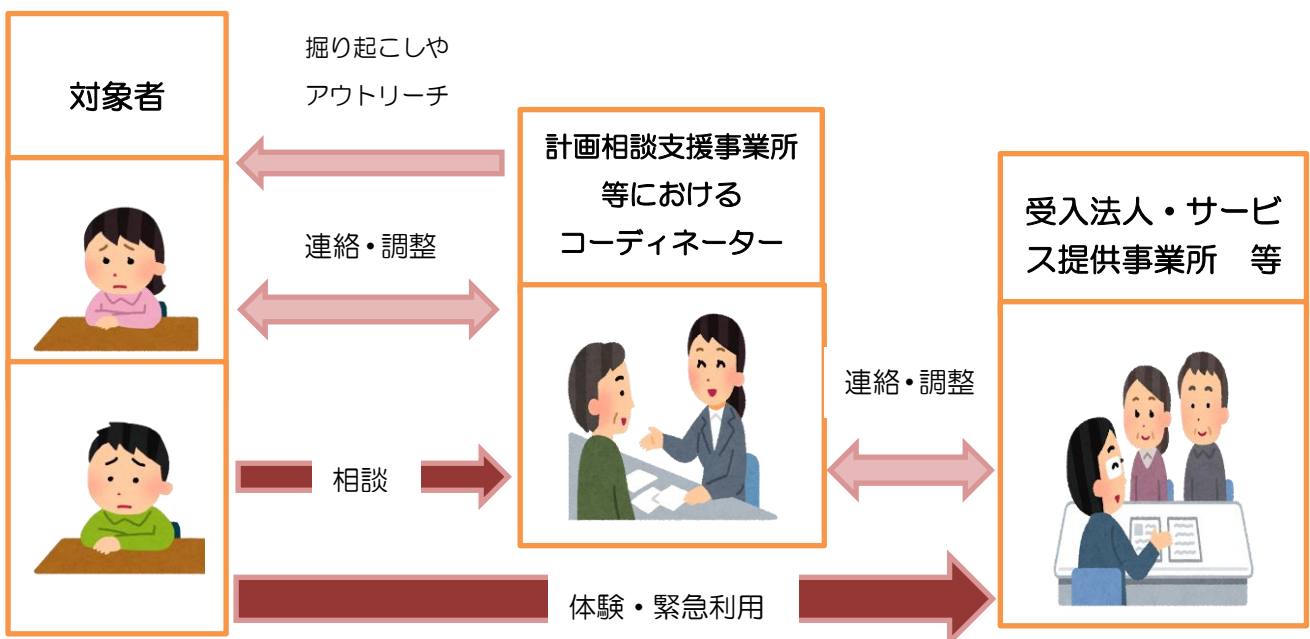
● 基幹相談支援センターと相談支援事業所との連携等について

◇位置づけをした基幹相談支援センターが関わっているケースで、計画相談事業所が地域生活支援拠点の位置づけを受けていない状況等で本事業を利用する場合は、計画相談事業所と十分な情報連携を図り、基幹相談支援センターも支援を行うことが想定されます。

● 地域生活支援拠点における計画相談支援事業所・障害児相談支援事業所のコーディネーターの業務想定

No.	支援内容	具体例
①	事前の利用登録申請の 手続き支援【相談機能】	事業の説明、登録、利用契約までの橋渡し、登録申請書等の記載支援 アウトリーチ 等
②	短期入所の利用計画作成【緊急時の受入・対応/体験の場の確保】	緊急時の受入・体験の場の確保をするにあたり短期入所の利用計画書の作成を行う 等
③	調整会議への参加【地域の体制づくり】	対象者の情報共有や支援内容の検討・評価、潜在する方の掘り起こしや登録への具体的アプローチの検討 等
④	連絡調整（橋渡し）	関係する事業所と連絡調整を行う 等

【計画相談支援事業所・基幹相談支援センター・地域活動支援センター等におけるコーディネーターの役割イメージ】



●地域生活支援拠点等整備事業における基幹相談支援センター・地域活動支援センター等の業務想定

No.	支援内容	具体例
①	事前の利用登録申請 の手続き支援	事業の説明、登録、利用契約までの橋渡し、登録申請書等の記載支援 対象者の掘り起こしやアウトリーチ 等
②	連絡調整（橋渡し）	関係する事業所との連絡調整を行う等
③	バックアップ	日頃から情報共有をはかっているケースの場合で、コーディネーターや計画相談支援事業所では対応が難しい場合はバックアップを行う

※③については基幹相談支援センターのみの機能となる。




●地域生活支援拠点事業等整備における居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護事業所等における業務想定

◇各事業所に地域生活支援拠点事業の連絡担当者を配置する。

No.	支援内容	具体例
④	支援計画に基づかないサービスを緊急的に提供する場合 【緊急時の受入・対応】	利用者や家族等からの要請により支援計画を変更して支援計画に基づかないサービスを提供する 等
⑤	連絡調整（橋渡し）	関係する事業所との連絡調整を行う等

○西東京市における地域生活支援拠点位置づけの計画（案）

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度以後
配置機関	<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉法人 睦月会 ●西東京市 基幹相談支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ●基幹相談支援センター えぼっく ●地域活動支援センター ハーモニー ●地域活動支援センター ブルーム ●西東京市保谷 障害者福祉センター 	<ul style="list-style-type: none"> ●指定特定相談支援事業所 ●指定障害児相談支援事業所 ●指定地域移行支援事業所等 	<ul style="list-style-type: none"> ●居宅関係事業所 ●日中活動系サービス事業所
 <p style="font-size: 24px; font-weight: bold; color: black;">段階的に整備</p>				